

23. 地は買い戻しの権利を放棄して、売ってはならない。  
地はわたしのものであるから。  
あなたがたはわたしのもとに居留している異国人である。
24. あなたがたの所有するどの土地にも、その土地の買い戻しの権利を認めなければならない。
25. もし、あなたの兄弟が貧しくなり、その所有地を売ったなら、  
買い戻しの権利のある親類が来て、兄弟の売ったものを買い戻さなければならない。
26. その者に買い戻しの権利のある親類がいないときは、  
その者の暮らし向きが良くなり、それを買い戻す余裕ができたなら、
27. 売ってからの年数を計算し、なお残る分を買い主に返し、自分の所有地に帰る。
28. もしその者に返す余裕ができないなら、その売ったものは、ヨベルの年まで、買い主の手に渡る。  
ヨベルの年にその手を離れると、その者が、自分の所有地に帰る。
29. 人がもし城壁のある町の中の住宅を売るときは、それを売ってから満一年の間は、買い戻す権利がある。  
買い戻しはこの期間に限る。
30. もし満一年たつまでに買い戻されないなら、  
城壁のある町の中のその家は買い戻しの権利の喪失により、  
代々にわたり、それを買い取った人のものとなって、ヨベルの年にも手を離れない。
31. その回りに城壁のない村落の家は土地とみなされ、買い戻すことができ、ヨベルの年にはその手を離れる。
32. レビ人の町々、すなわち、彼らが所有している町々の家は、レビ人にいつでも買い戻す権利がある。
33. レビ人から買い戻していたもの、  
すなわち、その所有している町で売られていた家は、ヨベルの年には手放される。  
レビ人の町々の家は、イスラエル人の間にある彼らの所有だからである。
34. しかし、彼らの町々の放牧用の畑は売ってはならない。  
それは彼らの永遠の所有地だからである。

## 説教

25章は、七日ごとの安息日、七年ごとの安息年、そして50年ごとのヨベルの年についての教えです。

イスラエルの民は、七日に一日は完全に休み、七年に一年は完全に休み、さらには50年に一度は完全に休むのみならず、一切の借金を免除して債権を放棄するよう命じられます。

これらの定めは、放置すれば限りなく金儲けを追求してやまない人間の貪欲を抑制するものです。そして同時に、神さまが歴史と世界の一切を支配しておられることの宣言でもあります。それで、人は、7日のうち一日は一切の金儲けを休んで神さまを礼拝しなければなりません。そして、7年のうち一年間は一切の金儲けを休んで、田畑の収穫を貧しい者に解放しなければなりません。そして、さらには、50年のうち一年間は完全に休んで、貧しい者から買い集めた土地や奴隷をすべて完全に放棄して解放してあげなければなりませんでした。

それで、神さまは、自分の土地を売る場合には、「買い戻しの権利を放棄して」まで売ってはならないと言われます(23)。つまり、貧しくなって自分の土地を売る場合には、やがて自由に買い戻すことができるという条件のもとで売るといいます。なぜなら、「地はわたしのものであるから」と神さまは言われます。そして、さらにこう付け加えられます。「あなたがたはわたしのものに居留している異国人である。」(23)このみことばによると、イスラエルのどの土地であってもその所有者は神さまであり、イスラエルの人々はその神さまの土地に単に「居留している異国人」に過ぎない、ということになります。このため、イスラエルに於いては土地の売買ということは本来あり得ないことになります。土地の売買といわれているものは、実は単に借地権を売買しているに過ぎず、たとえどんなに多くの土地を買いあさったとしても、長くて50年の年月が経過すれば地主である神さまに返還し、神さまが代々の相続地として貸し与えておられる者の手に返されなければなりません。このように、イスラエルは、究極の意味に於いてはすべての土地が神さまのものであることを認めなければならず、同時に、究極の地主であられる神さまからそれぞれ相続地として代々使用する許可をいただいていることを感謝して、神さまが与えてくださったお互いの借地権を尊重しなければなりませんでした。

25節では「買い戻し」についての具体的なことが規定されます。すなわち、「もし、あなたの兄弟が貧しくなり、その所有地を売ったなら、買い戻しの権利のある親類が来て、兄弟の売ったものを買い戻さなければならない」と教えられます。この場合、買い戻した土地は、その親類のものとなるのではなく、貧しさの余り土地を手放さざるを得なかった本来の貧しい所有者の手に返されることになります。つまり、その貧しい者の土地を買い戻してくれた親戚自身は、一銭も得をしないどころか、むしろ大損して莫大な犠牲を払うことになります。場合によっては、自分自身の財政状況が悪化して負債を抱え込み、自分の土地を手放すハメになるかも知れません。「買い戻し」とはそれほど大きな犠牲を必要とすることなのでした。それでも、神さまは、自分の兄弟が貧しくなって自分の土地を売るようなことになってしまったら、その身内である兄弟が莫大な犠牲を払って貧しい兄弟のために土地を買い戻すようお命じになります。

実は「買い戻し」とは、聖書に於ける「贖い」の概念の一つです。「贖い」を意味する言葉は聖書にいくつか出てきます。レビ記に最もよく出てきた「贖う」を意味する言葉は「カファル」で、それはおもに「覆う」を意味しました。そして、それもまた「罪を覆ってくれる」という贖いの恵みを意味する概念でもあります。でも、ここでは「ガアル」で、代価を払って奴隷や土地を買い戻すことを意味します。そして、それが「贖い」の一つの重要な側面でもあります。それは身売りした奴隷や土地を「買い戻す」ことを意味します。

神さまは、最初の人間に、神と共にある楽園で生きることを許されました。それを彼らの相続地としてお与えくださったのです。それなのに、恩知らずにも、人間は神さまに対して罪を犯し、その結果、楽園から追放されて死と呪いに投げ入れられてしまいます。しかし、生ける神の御子イエスキリストさまは、死と滅びの中にある私た

ちを救うべく世に来られました。そして、私たち罪人の「贖い主（買い戻しの権利のある者）」となってくださり、私たちの罪と呪いを身に背負い、絶大な犠牲を払って、神の国に於ける私たちの相続地を「買い戻し」てくださいました。イエスさまが十字架で払ってくださった代価によって、私たちは天国に行くことができます。これが「贖い」ということです。「贖い」ということの意味です。

ここでの土地の話は、実は約束の地カナンに於ける相続地のことであり、これは来るべき神の国の予型（ひな形）を意味します。だから、神さまが与えてくださった相続地を勝手に手放してはならないと言われるのです。キリストが私たちを贖ってくださったということは、自分の罪の故に、死と滅びの中にあつたこの私を、イエスキリストが十字架に架かって、神さまに呪われて、死んで、私の罪の代価を支払ってくださったことによって、死と滅びの中から「買い戻し」てくださったことを意味します。絶大な犠牲を払って、ご自身の血を流して、ご自身のいのちという代価を払って、この私を死と滅びの中から「買い戻し」てくださったのです。

この神さまの恵みに心から感謝して、生きていこうではありませんか。